

令和5年度 第1回

滋賀県木造住宅耐震関連事業実施事業者登録講習会質疑回答

○質問1

現地で目視によりどうやって地盤を調査するのでしょうか。

●回答1

地盤の調査では、地震時の地盤災害として、液状化発生の可能性を調査するとともに、地盤崩壊を引き起こす可能性のある造成地、崖、危険な護岸、危険な擁壁などの確認のために行うものです。必要耐力の割増に反映されるため、耐震診断での地盤の評価は、地震動の増幅の観点からみると「非常に悪い地盤」（第2種地盤の一部、第3種地盤）であるかどうかを判断するための資料を収集することが重要であり、必ずしも目視のみで行われるものではありません。

○質問2

石場建について、基礎の一部の外周部のみにRC基礎がある場合（その他は全て玉石基礎）でも石場建と取り扱えるのでしょうか。

●回答2

一部でも玉石基礎などの場合は、建物の一体性が弱く、基礎を踏み外して建物がバラバラになる可能性があるため、全体として基礎Ⅲと扱うことが妥当と考えます。

○質問3

方法2について、ヒノキ材で柱径117mmは120mm未満として扱うべきでしょうか。

●回答3

県HPに掲載されている「平成27年度第1回滋賀県木造住宅耐震診断員講習会、滋賀県耐震・バリアフリー改修工事講習会」質問2への回答（「垂れ壁付独立柱の耐力要素の扱いは、あくまでも120mm以上の柱のみです。」）のとおりです。

（方法2では、耐力要素として評価する柱の樹種をスギ（曲げ基準強度： $F_b=22.2\text{Mpa}$ ）と想定して耐力を定めているため、ヒノキの場合でも同様に扱うかという質問と解釈し回答しています。）

○質問4

現行の診断ソフトの精密診断1で、床面の剛性入力値がないのはなぜでしょうか。

●回答4

診断ソフトに関する質問については、一般診断法による診断プログラムWee2012 (Win10) 質問用紙により（一財）日本建築防災協会へお問い合わせください。

○意見1

合板協会の仕様について、壁基準耐力（合板面仕様）10.0kN/m を超えるものを、診断ソフト内で使用できないでしょうか。

●回答1

日本合板工業組合連合会HP内「壁基準耐力、壁基準剛性、N値計算用等価壁倍率表」の注意書きにあるとおり、一般診断法における壁基準耐力の上限は10.0kN/mとなります。

○意見2

滋賀県内の補助事業では、時刻歴応答解析等を採用する予定はないのでしょうか。

●回答2

平成31年4月1日改正施行により、時刻歴応答計算による耐震診断や上部構造耐力の評点を補助対象にするとともに、その要件として、評点の計算結果について、県法律事務処理要綱第3条各号に定める耐震判定機関から適正であることを証する書面の交付を受けたものは、すでに改修の補助対象となっています。また、既存民間建築物耐震診断促進事業において、補助限度額はありますが、時刻歴応答解析等を使用した耐震診断についても補助対象としています。なお、市町において実施されている無料の耐震診断員派遣事業は、一般診断法により診断が実施されています。

○意見3

設計事務所登録された事業所に勤務（所属）する診断員に対する報酬の支払い方法について、直接ではなく事業所にすべきではないでしょうか。

●回答3

耐震診断員は、個人としての登録になるので、原則、耐震診断員個人に支払われますが、診断費用の支払いについては、市町からの事業委託先である（一財）滋賀県建築住宅センターにご確認ください。

※本回答における診断・補強案作成・設計・施工等の各業務は、滋賀県の補助を活用している場合の回答です。滋賀県の補助を活用しない個別の業務に対する見解ではありません。

※質問内容を分かりやすくするため、元の質問内容の意図を損なわない程度に加筆・修正しております。